

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例

(平成27年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	9	14～15	土石採取業	土砂処分場内で、被災者が大型ドラグ・ショベルを運転して作業道を走行中、路肩が崩れ土砂処分用の穴にドラグ・ショベルごと転落した。
2	8	17～18	その他の商業	リース用のドラグ・ショベル（機体重量約2t）をトラックの荷台に載せようと既存の傾斜した専用の台を走行中にドラグ・ショベルが転倒しかけたので飛び降りたが転倒したドラグ・ショベルのクローラ部分と専用の台の隣りに置いてあるリース用の歩み板の間に挟まれた。
3	5	13～14	土石製品製造業	砂利採取の現場において、被災者は1人で2台のドラグ・ショベルを用いて、砂利を掘削する作業及び掘削した砂利をトラックの荷台に積み込む作業を行っていた。午後1時過ぎ、当該事業場の労働者がトラックで現場に行ったところ、湧き水等が溜まっている掘削した穴の中に、横転した状態で水没しているドラグ・ショベルを発見した。
4	4	11～12	その他の商業	リースしていた1トンドラグ・ショベルを引き取るため建設現場に出向いていた被災者が、当該ドラグショベルを1.5tトラックへ積み込む際ドラグ・ショベルと転落し、運転していた被災者がその下敷きとなったと思われる。(被災者がドラグ・ショベルの下敷きになり倒れているのを通行人が発見。)
5	3	8～9	建築工事業	家屋改修工事に附帯する宅地の石垣積み作業において、被災労働者は小型ドラグ・ショベル（移動式クレーン機能なし）を操作し石垣の石を吊り上げて移動させていたところ、ドラグ・ショベルが転倒し石垣から3.4m下の道路に墜落した。
6	6	9～10	土木工事業	被災者は、新たに採石が行われる山の斜面に重機等が走行するための道路を整備する現場において、ブレーカを運転し岩石を破碎する作業を行っていたところ、当該ブレーカーが安定を失い、機械とともに斜面を転落し、被災者は、斜面を転落中に運転席より投げ出された。
7	9	11～12	道路貨物運送業	引越作業において、ビル4階の窓から、高所作業車を使って荷の段ボール箱（中は書類など）を地上に搬出していた。バケットの中央部に乗っていた被災者は、19個の段ボール箱とともに、地上へ下りる操作を始めた。ビル3階窓付近の高さ6m10cmあたりまでバケットを下ろしたところ、荷崩れを起こし、被災者は荷とともにバケットから地上へ墜落した。
8	4	0～1	農業	樹高約17メートルのクスノキの剪定作業中、高所作業車の作業床が届かない頂部付近を剪定するため、当該樹木の高さ約12mの箇所作業床を横付けして樹木に乗り移り剪定作業を行ったが、当該作業終了後、樹木から作業床に戻る際、高所作業車の作業床に足を掛け乗り移るときに作業床が大きく揺れ、その反動で11.6m下の歩道上に墜落した。

■車両系建設機械

02. 転倒

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
9	9	17~18	土木工事業	高速道路建設工事に付帯する周辺道路の舗装工事において、作業場所から現場詰所までの下り坂間で右曲がりカーブの箇所にはホイールローダが転倒し、当該ホイールローダのヘッドガードと地面の間に運転していた被災者の頭部が挟まれた。
10	4	16~17	土木工事業	法面工事に使用したラス金網の余剰分（500kg）をドラグ・ショベル（機体重量4.5t）の爪でつり上げ、工事現場内の重機用進入路（傾斜角18~30度）を前つりで走行（下り）していたところ、機体が前のめりに転倒し、運転席から投げ出された被災者がドラグ・ショベルのアームの下敷きとなった。
11	11	14~15	土木工事業	ドラグ・ショベルにより減圧槽基礎の床掘作業中、勾配約20度、高低差最大約50cmの傾斜地で進行方向（ドラグ・ショベルの後方向き）に転倒し、ドラグ・ショベルのキャビンの支柱と地面に、被災者が右肩から胸部あたりを挟まれた。
12	9	0~1	土木工事業	給水管敷設工事の準備作業として、工事場所脇の空地に敷鉄板を敷設するため、最大つり上げ荷重0.81tの移動式クレーン機能付きドラグ・ショベル（クレーン機能付きバックホー）で荷重約450kgの敷鉄板を吊り上げ旋回していたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、被災者は運転席から投げ出され、運転席のヘッドガードと地面に頭を挟まれた。
13	9	11~12	農業	11時30分頃、被災労働者が1名で刈り取った草を草捨て場にパッカー車で運んだ。同日14時00分頃に事業主が残土を捨てるために移動したところ、被災労働者が転倒した解体用機械の下敷きになっているところを発見した。
14	5	15~16	建築工事業	RC造4階建物の解体作業中、コンクリート圧砕機を解体物（コンクリート片等）から成る山の端部に設置して、爪で鉄筋を挟み移動する作業をしていたところ、機械が後進し、地上レベルとの間に生じた約1メートル下の地面に転倒したと思われる。

■車両系建設機械

04. 飛来・落下

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
15	9	0~1	建築工事業	鉄骨造2階建の工場増築工事現場において、アース・オーガーを使用し杭打作業を施工中、2m程ドリルを穿孔させた際、埋設物に当たった影響等で、ドリル上部のモーター部（自重約5.5t）を支えるスライド金物（通称:ダッコ）がレールから外れ、車体左方向にドリルと共に約20m落下した。その際、落下方向にて杭をトラックから荷降ろし中のトラッククレーン（最大吊上荷重25t）の運転席に居たオペレーターを直撃した。
16	11	14~15	建築工事業	フレキシブルコンテナバックに充填された地盤改良材2袋（重量約2t）を仮置きのため、被災者がスリングロープで玉掛けし、解体用機械（コンクリートブレイカー）で揚重作業を行っていたところ、旋回中に被災者が作業半径内に立入っているのが視界に入ったため、旋回を止めたところ、スリングロープが破断し、荷が落下して、被災者が荷の下敷きとなった。

■車両系建設機械

04. 飛来・落下

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
17	12	15～16	その他の建設業	製造業の工場B1,2号炉解体工事で解体された廃材を15tトラックに積み込み、自社資材置場に移動した。自社資材置場において、解体用つかみ機を使用して、廃材(重量:900kg)の荷降ろし作業中、当該つかみ機で廃材を斜めに立てて、一旦運転席から降り、廃材の下方についていたシャックル等を取り外そうと、廃材の下に入ったところ、つかみ具の先端の爪から廃材が外れ、下敷きとなった。
18	9	15～16	清掃・と畜業	産業廃棄物分別場所にて、他の事業場の労働者が硬質プラスチック製の材を圧縮機へ入る大きさにするため、解体用機械(つかみ機)を使用し、材を折る作業を行っていた。一方、被災者は工場内の別の場所にて、解体用機械を背に、廃タイヤの金具を外す作業を行っていたところ、解体用機械が折った材の破片が被災者の方へ飛び、被災者の脇腹に激突した。
19	12	11～12	その他の商業	レンタルから帰って来た鉄板を高压洗浄機で洗浄する作業中、被災者はマグネットアタッチメントの付いたドラグ・ショベルで、マグネットにより置かれていた鉄板を引き上げた後、洗浄しようと運転席から降りて立てていた鉄板のところへ行っていたところ、鉄板が倒れ下敷きとなった。

■車両系建設機械

05. 崩壊・倒壊

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
20	8	19～20	卸売業	事業場内において、粒度分別用の網(重さ1t)の補修作業を行うため、トラクター・ショベルのバケットの爪で網の端部を引っ掛けてつり上げ、網をほぼ垂直に立て、網の下部を地面に降ろした状態で番線の増し絞め作業を行っていたところ、バケットの爪から網が外れ、被災者の方に倒れて下敷きになった。
21	7	12～13	土石採取業	被災者が指揮者となり、石の上に設置された軽油用の燃料タンクをドラグ・ショベルを用い、動かそうとしたところ、燃料タンクが被災者の方に倒れてきて燃料タンクに胸部を挟まれた。

■車両系建設機械

06. 激突され

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
22	12	14～15	清掃・と畜業	被災者は、トラクター・ショベルのバケットに水300L入りのタンクと噴霧機械が入った金属枠を載せて、これをトラックに積み込むためにバケットを持ち上げたところ、機体が前輪を支点にして前のめりになったため、バケットが機体から外れ、その反動で後輪を支点にして前輪が浮き上がり、さらに前輪を支点にして後輪が浮き上がる動作を繰り返す中、被災者が運転席から投げ出され、機体左前輪の下敷きとなった。
23	7	13～14	建築工事業	地上3階建てのRC造建築物を新築する工事において、作業員1名の頭部にドラグ・ショベルのバケットが激突した。当該ドラグ・ショベルは基礎工事において地山を設計深さまで掘削する作業に用いられており、掘削作業中にアームを前方へ伸ばした状態で後進したところ、伸びた状態のアームが横振りし、付近で掘削面の深さを測定していた被災者の頭部に激突した。

■車両系建設機械

06. 激突され

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
24	8	9～10	建築工事業	被災者はダンプの運転者で、廃材など積み込み中に運転席から降り、粉じん防止のため放水作業を行っていた。ダンプへ廃材を積み込みんでいたドラグ・ショベルが旋回し、被災者はドラグ・ショベルの後部と壁との間に胸や肩を強く挟まれた。
25	6	9～10	土木工事業	車両系建設機械（移動式クレーン仕様）を使用して鋼材をクランプの1点吊りで水平移動させていたところ、鋼材を誘導していた被災者が地面に置いていた鉄板の段差でつまずき転倒した際、鋼材に手を掛けたことで荷ぶれが発生し、振れた荷に激突された。（なお、被災時、車両系建設機械はクレーンモードに切り替えられていなかった。）
26	7	14～15	建築工事業	現場作業が終了したため運送会社に委託し、クレーバー（杭打ち機に装着する部材で長さ12m、重さ約3t）を当該資材置場に搬出した。クレーバーを保管するため、被災者がドラグ・ショベル（機体重量22.5t）を使用し、トラックからクレーバーを下ろした際、クレーバーが運転席に激突した。
27	9	13～14	土木工事業	道路に隣接する個人宅の石垣が崩壊する危険性があったため、機体重量5tのドラグ・ショベルとつり上げ荷重25tの移動式クレーンを用いて、既存の岩を取り外し、組み直す作業を行っていた。昼休憩を終え、石垣裏の土砂を同僚がドラグ・ショベルのバケットですくい右旋回したところ、被災者がちょうど旋回範囲である石垣の上においたため、当該バケットに跳ね飛ばされ、2.15m下の地上に墜落した。
28	4	10～11	建築工事業	地上19階、地下2階建てのRC造建築物の解体工事中、コンクリート片に作業員1名が押し潰された。コンクリート片は当該建築物17階の床を解体した一部で、ブレーカーを用いて17階から1階に投下されたものであった。エレベーターシャフトを通り落下したコンクリート片は、シャフトの受け口からシャフト外に飛び出し、そのまま現場内を約20m転がって被災者に激突した。
29	4	16～17	清掃・と畜業	山積みされた廃棄物の中で廃棄物の分別作業中、同廃棄物の上で廃棄物のかき集め作業をしていた車両系建設機械のアームに激突された。
30	3	15～16	その他の建設業	ロックシェッドの内部にある照明装置にかかる改修工事において、高所作業車を運転していた被災者が、当該高所作業車を前進させるためにアウトリガーを収納したところ、車が後退した。被災者は動き出した車を止めようとして並走したが、その間に車に激突され、転倒した。

■車両系建設機械

07. はさまれ・巻き込まれ

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
31	5	8～9	港湾運送業	被災者等6名は、船舶にカンラン岩を積み込むため、岸壁側に移動式のコンベヤーを設置する作業を行っていたが、設置したコンベヤーの位置を修正することとなり、下請け事業場の作業者がコンベヤーの乗っている架台の後方をトラクター・ショベルのバケットで持ち上げて、そのまま後方に移動させたところ、近くを歩行していた被災者がコンベヤーの架台の車輪に轢かれた。

■車両系建設機械

07. はさまれ・巻き込まれ

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
32	12	11～12	道路貨物運送業	伝票を受領するため、砕石工場敷地内にダンプカーを止め、当該敷地内事務所へ徒歩で向かっていたところ、後進して荷（山砂）を運んでいた、砕石工場のトラクター・ショベルに轢かれた。
33	12	11～12	土木工事業	会社の敷地内で、建築資材の整理作業において事業主がトラクター・ショベル（機体重量3.36t）により建築廃材をコンテナに積み込み同ショベルを後進した時に、木片の盛りに混じったゴミを拾おうと被災者が同ショベルの後側に立ち入ったために、同ショベルに轢かれた。
34	1	16～17	港湾運送業	接岸中の貨物船の船倉内において、石炭をブル・ドーザーにより集める作業を行っていた被災者が、1.4mの落差のある箇所を走行した際にブル・ドーザーの運転席から投げ出された。ブル・ドーザーはそのまま走行し続けたため、被災者は再度運転席に戻ろうとし、その際に履帯（クローラ）に巻き込まれ、下敷きとなり、全身を圧迫された。
35	3	0～1	土石製品製造業	被災者は、廃レンガの破碎作業において、破碎機から排出される破碎物に混入した鉄くず等を取り除く作業を行っていたところ、破碎機への投入を終え、別場所へ移動させようとしていたドラグ・ショベル（バケット容量0.7m ³ ）に下半身を轢かれた。
36	10	14～15	建築工事業	本件労働災害は一般家屋の解体工事現場において伐木後の木をドラグ・ショベル（機体重量10t以上）で集積していた際に、運転者（事業主）がドラグ・ショベルを後退させたところ、右側の履帯に被災労働者の両足が挟まれた。
37	11	23～24	土木工事業	ずい道建設工事現場において、発破作業の準備を終え、退避のため、切羽付近の重機4台（ドラグ・ショベル、ドリルジャンボ、ブレーカ、トラクター・ショベル）を順次移動させていたところ、切羽から11m離れた地点で、ドラグ・ショベルに轢かれた状態の被災者が発見された。
38	6	10～11	土木工事業	河川の護岸の石積み裏側の裏込め作業中、ドラグ・ショベルのバケットにコンクリートを入れ、石積み箇所の近くにバケットを移動させ、被災者が手工具でコンクリートを石積みの裏側に詰めていたところ、ドラグ・ショベルの運転手が作業場所を確認するために立ち上がり、そのまま座った際にズボンのポケットが操作レバーに引っかかったため、バケットが動いて被災者がバケットと地山の間に挟まれた。
39	9	8～9	土木工事業	道路改良工事現場で、ドラグ・ショベル及び人力による碎石の敷均し作業中、ドラグ・ショベルを後進させたところ、ドラグ・ショベルの後方で作業をしていた被災者を轢いた。
40	1	12～13	土木工事業	公園の整備工事における公園入退出用スロープの修繕作業にて、クローラ式ドラグ・ショベル（機体重量2.26t）を用いて作業を行っていた。ドラグ・ショベルを移動するためスロープ（傾斜角7°）上に仮置きされた厚さ19cmのコンクリートガラ上をスロープ登り方向に進行させ通過しようとしたところ、真後ろの方向に転倒。ドラグ・ショベルの後ろ側で地面のならし作業をしていた被災者がドラグ・ショベルのブームと地面に挟まれた。

■車両系建設機械

07. はさまれ・巻き込まれ

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
41	12	0～1	土木工事業	トンネル工事現場において、切羽付近のズリ積込み作業を終了したドラグ・ショベルが、次の作業に向かうため後進したところ、ドラグ・ショベル右後方に立ち入っていた被災者の両足を轢いた。
42	2	14～15	金属製品製造業	長さ112cm、直径112cm、重さ880kgのファーストケーシングの修理を依頼された被災者は、構内で1人修理作業を行っていた。翌日、ファーストケーシングに胴体を挟まれている被災者を発見した。
43	8	13～14	土木工事業	農道を砂利転圧作業していたロードローラーのオペレーターが、後方にくぼみがあるのを見つけ、くぼみに砂利を詰めるためにローラーから降車した。降車の際にギヤをニュートラルにして降りようとしたところ、ギヤに体の一部が触れてしまいローラーが無人の状態でご前進してしまった。ローラーの約7m前方にいた現場監督は気が付かず無人で前進してきたローラーに轢かれた。
44	1	10～11	土木工事業	水路付替工事において、大型ブレーカにより既設水路の解体及び土止め支保工の設置を行っていたところ、解体すべき水路河床がオペレーターから見えないため、水路内で解体位置にブレーカを誘導していた被災者が、土止め支保工部材とブレーカとの間に挟まれた。
45	3	9～10	清掃・と畜業	産業廃棄物処理事業者から分別等の作業を請け負っている事業場の労働者である被災者が、同処理業者の前選別ヤードで、同僚5名と共に廃棄物の分別作業に就いていたところ、後退した車両系建設機械（解体用）（機体重量10.9t、処理業者の労働者が運転）に下半身を轢かれた。
46	1	10～11	清掃・と畜業	構内に搬入された産業廃棄物（木くず混合廃棄物）の分別作業中、停止していた解体用つかみ機が他の運行車両の妨げとなっていたため、同僚が解体用つかみ機を運転、後退させたところ、後方で分別作業をしていた被災者がクローラ部に轢かれた。
47	9	9～10	その他の事業	国道の陸橋の調査業務において、被災者は、高所作業車の作業床の上に乗り、橋梁の（コンクリート）床板の（打音）検査を行い、それが終了したため、隣接区間に高所作業車を移動させようとした。そして、被災者が、高所作業車を操作したところ、被災者の頭部が高所作業車の作業床の手すりや橋梁の床板との間に挟まれた。

■車両系建設機械

10. 交通事故（道路）

No	月	発生時間	業種	災害の発生概要
48	3	18～19	その他の建設業	被災者は、工事現場からの帰りに翌日使用予定の高所作業車をリース会社に寄って借り、これを運転して会社へ戻るため運転中、高さ制限のある陸橋下を走行していた際、作業車上部がボックスカルバートに激突し、その反動でハンドルに胸部を強打した。